

9. 整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について

鉄施第107号

昭和54年1月23日

日本国有鉄道

総裁 高木文雄 殿

運輸大臣 森山欽司

整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について

昭和53年10月3日に開催された新幹線整備関係閣僚会議において了承された「整備五新幹線の具体的実施計画について」に基づき、日本国有鉄道及び日本鉄道建設公団（以下「国鉄等」という。）は、下記の要領及び手順により、環境影響評価を実施されたい。

記

1. 国鉄等は、別添の「整備五新幹線に関する環境影響評価指針」に基づき、整備五新幹線の建設が沿線の環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価報告書案（以下「報告書案」という。）を作成すること。
2. 国鉄等は、報告書案を関係道府県知事（関係政令指定都市の市長を含む。以下同じ。）に送付し、関係市町村長及び関係地域の住民の意見を反映させた関係道府県知事の意見（以下「関係道府県知事の意見」という。）を求めること。
この場合、国鉄等は、関係市町村長及び関係地域の住民への周知を図るため、関係道府県知事と協議して、報告書案の縦覧、説明会の開催等を行うこと。
3. 国鉄等は、関係道府県知事の意見について十分考慮のうえ、その意見に対する見解書及び環境影響評価報告書（以下「報告書等」という。）を作成し、これを公表すること。
4. 国鉄等は、以上を進めるに当たって、整備五新幹線の建設、利用の促進及び沿線の環境保全、その建設に関する国鉄在来線の経営の合理化等に対する協力方を関係道府県知事に要請すること。
5. 日本鉄道建設公団は、報告書案及び報告書等の作成にあたっては、あらかじめ、日本国有鉄道と協議を行うこと。